

議案第9号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年3月26日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年滋賀
県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 広域連合が滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（滋賀県後
期高齢者医療広域連合条例第30号。以下「後期高齢者医療条例」という。）附則第8
条、第10条又は第13条の規定により読み替えて適用される後期高齢者医療条例第
14条の規定により保険料を減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担
金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第
10条第2項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合
第6条第5号及び第6号を次のように改める。
- (5) 広域連合が後期高齢者医療条例第13条第1項第1号の2の規定により被保険者均
等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）又は後期
高齢者医療条例第13条第3項及び後期高齢者医療条例附則第5条の規定により所得
割額を減額するための財源に充てる場合
- (6) 広域連合が後期高齢者医療条例附則第6条又は第11条及び後期高齢者医療条例第
11条の規定により読み替えて適用される後期高齢者医療条例第13条第1項第1号
の規定により被保険者均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額さ
れる額を除く。）するための財源に充てる場合

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。